

民生委員・児童委員及び主任児童委員一斉改選推薦手続きに関する

よくある質問について

※以下文中では「民生委員・児童委員」を「民生委員」と表記しております。

項目	質問	回答
民生委員 について	○都筑区の民生委員は、現在何人くらいいるのか	○現在定員 186 名で、176 名が委嘱されて活動しています。 (民生委員 9 名 主任児童委員 1 名が欠員)
	○民生委員は、一人当たり、どれくらいの戸数を担当しているのか	○横浜市の基準では、民生委員 1 名で、概ね 200 から 440 世帯を担当することが目安とされています。実際は、お住いの高齢者の方の戸数等によって、必ずしもこの目安どおりではありません。
	○無給なのか	○職務としての給与・報酬はありませんが、活動費として実費相当分をお渡ししています。(一般民生委員：年間約 64,200 円)
推薦候補者 について	○働きながらも民生委員として活動することは可能か。	○働いている方でも、職場や家族の理解・協力が得られ、休日等に民生委員活動に必要な時間を割くことができれば、民生委員として活動が可能と考えています。 ○また、月 1 回程度程の頻度で地区の会合が開催されますが、働いている方に合わせて、会合を夜に行っている地区もあります。
	○候補者へ声掛けをする際に、バックアップ体制があることや、一人で抱え込む必要はないことについて説明ができると、声掛けの際に役立つ。何か説明できる資料はあるか。	○今回送付した「民生委員・児童委員」リーフレット、会報誌「都筑の和」及び「広報よこはま都筑区版 5 月号」などに、働きながら活動されている方の紹介や研修・サポート体制に関する記事が掲載されていますのでご活用ください。
	○一つの自治会の推薦する候補者数が 2 人となっている中で、1 人しか見つからなかった場合、近隣の他の自治会で推薦する候補者数を増やすことで補うことはできるか。	○異なる町内会・自治会の民生委員の数を増やして欠員分を補うことはできません。

	○年齢要件について、再度教えてほしい	<p>年齢について、令和4年4月1日現在を基準とします。</p> <p>【民生委員・児童委員】 新任：原則68歳まで（候補者の選出が困難な場合は74歳まで） 再任・元職：74歳まで</p> <p>【主任児童委員】 新任：原則54歳まで（候補者の選出が困難な場合は58歳まで） 再任・元職：原則60歳まで（選出が困難な場合は64歳まで）</p>
推薦事務 手続き について	○今回、推薦候補者が見つからなかった場合はどうなるのか。	<p>○民生委員は、今回の一斉改選に関わらず、年に2回（7月1日、12月1日）委嘱を行っています。今回、欠員となった場合、令和2年7月1日の委嘱に向け、改めて推薦を依頼いたします。</p> <p>○それまでは、近隣の民生委員が、対応することとなるため、負担偏重の観点からも、なるべく候補者推薦をお願いします。</p>
	○提出資料を、データでもらうことはできるか。	<p>○可能です。</p> <p>○「履歴書」、「会議録」の署名欄は自署でお願いいたします。</p>
	○提出方法を教えてほしい。	<p>○窓口にご持参でも御郵送でも構いませんが、その場で資料の確認をさせていただいたため、御持参いただけると助かります。</p> <p>○提出方法につきましては今回送付の依頼文を併せて御確認ください。</p>
	○現在、地区を担当している民生委員、地区民生委員児童委員協議会会長の連絡先を教えてください。	<p>○区連会資料の配送時に、地区民児協の会長・副会長の連絡先を記載したペーパーを同封しています。ご確認ください。</p>
推薦人 について	○自分の地区の民生委員は、「地区民生委員児童委員協議会の代表」にはなれない、ということだが、他の地区の民生委員に出席してもらうということか。	<p>○「地区民生委員児童委員協議会の代表」は、その地区民生委員児童委員協議会の会長もしくは副会長が務める場合が多いです。</p> <p>○地区民生委員児童委員協議会の会長自身が、その地区を担当する民生委員である場合には、副会長や他地区の民生委員に「地区民生委員児童委員協議会の代表」として推薦準備会に出席してもらう形になります。</p>

	○過去民生委員をやっていた方に推薦人になってもらうことは可能か。	○可能です。
	○候補者となる方に日頃お世話になっている、という方に推薦人になってもらうことは可能か。	○「地域の実情を知っていらっしゃる方」という視点で推薦人を選出してください。
	○推薦人の PTA と例示がありますが、PTA の中でも役職の制約はあるか。	○役職は限定せず「地域の実情を知っていらっしゃる方」であれば推薦人として入っていただいても大丈夫です。
推薦準備会について	○推薦準備会は必ず行わなくては行けないのか。	○民生委員の選任については国の通知によって示されています。人口 370 万人を超える横浜市では、市の推薦会だけで候補者の適否を判断することが困難であるため、各民生委員担当地区に推薦準備会を設置し、民生委員の適任者の選任を行うこととしています。「地域の総意」という形で候補者を推薦していただくためにも、今回新たに推薦準備会を結成していただくようお願いいたします。 ○再任の方のみであっても、推薦準備会を開催していただき、改めて御審議いただきますよう、お願いいたします。
	○感染症拡大を予防するために、準備会などの会合は開催したくない。	○書面での持ち回り開催もご検討ください。 ○推薦方法の簡素化については、引き続き市役所担当局等に伝えていきます。
会議録について	○「適任者としての確認事項」の⑦～⑪の確認事項（再任の方への確認事項）について、どのように確認をすればいいのか。	○推薦準備会に出席される「地区民生委員児童委員協議会の代表」から再任の方の民生委員としての活動状況について御報告いただき、その報告をもとに確認をお願いいたします。
履歴書について	○再任の方について、3年前の一斉改選時に提出をした履歴書を、区役所からもらうことはできるか。	○ご本人に改めて記入していただくよう、お願いいたします。
会費について	○なぜ、民生委員が、会費を払うのか	○地区民児協の活動等の財源として、年間おおよそ 8,500～9,500 円の会費を頂戴しています。主に、会員紙の発行や、互助給付の財源等、さまざまな事業に用いています。

	○会費を払うのが負担との声がある	○前述の活動費をお振込みする時期と合わせて会費をお願いしており、金銭のご負担をなるべくおかけしないようにしています。
その他	○地域への周知が足りないのではないか	○広報よこはま都筑区版5月号で特集記事を掲載したほか、会報誌「都筑の和」を発行しています。また、区民ホールで、活動紹介パネル展を開催等しています。 ○周知については、今後も力を入れて取り組みます。
	○民生委員への研修は行っているのか	○新任委員向けのスキルアップ研修や、個人情報保護研修を実施しています。行政の事業や福祉サービスに関する情報提供を行うため、各地区での定例会時に、区職員が赴いて出前講座を行っています。
	○候補者が見当たらない。どのようにすればよいか	○まずは、現委員に再任が可能かご確認ください。 ○再任が困難な場合、若しくは年齢要件等でそもそも再任ができない場合等は、会長お一人で探すのではなく、多くの地域活動者から適任者がいないか幅広く情報収集をお願いします。（例：現委員や地区民児協の会長・副会長、保健活動推進員、PTA等学校の関係者、スポーツ推進員や青少年指導員、老人クラブ、子ども会、ケアプラザ職員等の地域活動者の現役者のみならず退任者含む）

民生委員・児童委員及び主任児童委員一斉改選に向けた

自治会町内会会長向け説明会においていただいた質問

項目	質問	回答
民生委員 について	○会議への出席や個人情報の管理など、民生委員の具体的な活動量を地区ごとに教えていただきたい	活動内容について、区役所にデータがありますので、お問い合わせいただけたらお答えします。
	○民生委員が見守る対象はどのように把握すればいいのか	区からは年に1回、75歳以上のひとり暮らしの方の訪問をお願いしています。また、日ごろの活動でお気づきになったご心配な方について見守りをお願いする場合があります。
	○75歳の単身世帯への見守り訪問名簿に掲載されている方以外に、区から訪問の依頼をすることはあるか	区役所の窓口における相談等で心配と判断した場合には、民生委員に見守りをお願いする場合があります。
	○活動費は源泉徴収するか	活動費は報酬ではないため、源泉徴収は不要です。
推薦事務 手続き について	○協議自治会へはどのように声をかけたらよいか。会長の名前も連絡先も知らない	福祉保健課までお問い合わせください。ご本人に了解を取ったうえでお伝えいたします。
	○2名推薦が必要であるが、1名しかいなかった場合は、どのような手続きが必要なのか	1名分の資料のみご提出ください。
推薦人 について	○自治会町内会の代表とは、会長でなくともよいか。また、民生委員の代表は2名以上でもよいか	自治会町内会の代表とは、自治会町内会の会長・副会長、その他の方でも構いません。また、地区民児協の代表と自治会町内会の代表を各1名以上でしたら、何名でも構いません。
推薦準備会 について	○候補者本人は、推薦準備会に参加できるのか	推薦人が候補者本人または家族の場合は、準備会では席を外していただくこととなります。
	○推薦人となれる例示として、当事者グループとあるが、どのようなグループなのか。ケアプラザ職員を推薦人とした地区はこれまであったか	当事者グループとは、支援を受ける側の(自主活動)グループです。直近でケアプラザ職員が推薦人になったケースは少ないですが、可能です。

会議録 について	○自署は推薦人全員か、準備会に出席した人 全員か	準備会出席者の方から自署いただきます。
	○会議録における「適任者としての確認事 項」は、どのように確認するのか	1から6については、候補者本人から履歴書 をいただく際などにご確認をお願いします。 7から11については、推薦準備会に出席さ れる地区民児協の代表者にご確認をお願い します。
その他様式 について	○年号は和暦か西暦のどちらで記載したら よいか	どちらでも構いません。年齢を確認するにあ たり西暦が分かりやすい場合もあるかと思 います。市の書類は和暦を使用しています。
	○紙による提出なのか。自署は必要なのか	自署以外は、データ入力でも構いません。様 式については、区のHPからダウンロードで きるようにいたします。紙にてご提出くださ い。

【その他のご意見】

- 地区の世帯数が増加しているため、民生委員の担当世帯数や担当地区の範囲を見直していただきたい。
- 民生委員児童委員の委嘱手続きにかかる、各自治会町内会の負担が大きい。
- 推薦手続きを簡素化してほしい。
⇒いただいたご意見につきましても、引き続き市役所担当局等に伝え検討してまいります。